

第1回上下水道事業運営審議会

富士宮市水道事業の概要

令和8年8月17日(月)

水道部 水道業務課

目 次

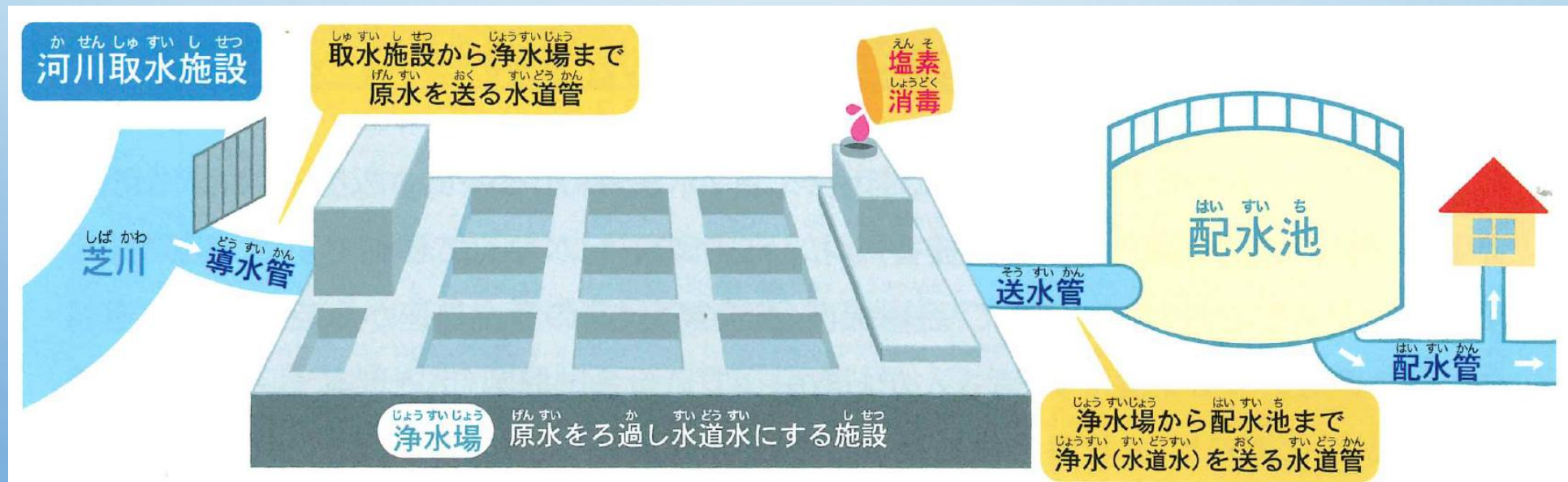
- 1 水道事業の概要・・・・・・・・・・・・・・P3
- 2 富士宮市の水道事業・・・・・・・・・・・・P6
- 3 水道料金の料金体系・・・・・・・・・・・・P12
- 4 富士宮市上下水道事業会計・・・・・・・・P16
- 5 富士宮市上水道事業の経営・・・・・・・・P17

1. 水道事業の概要

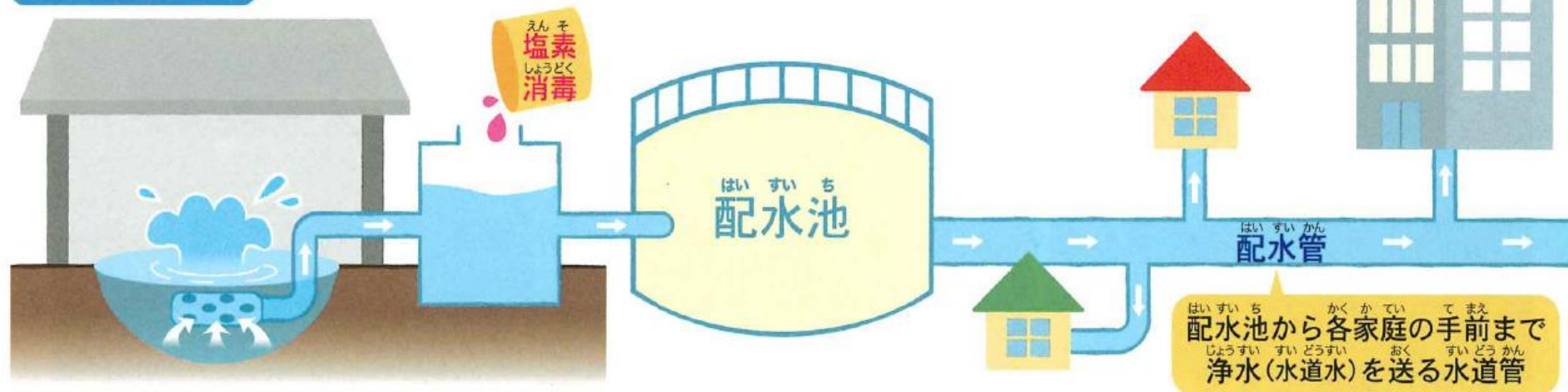
(1) 水道とは

水道とは、水源から取水した水を浄化し、安全で良質な飲料水として、浄水場や配水管などの施設を通じて家庭や事業所等へ安定的に供給する仕組みのことです。

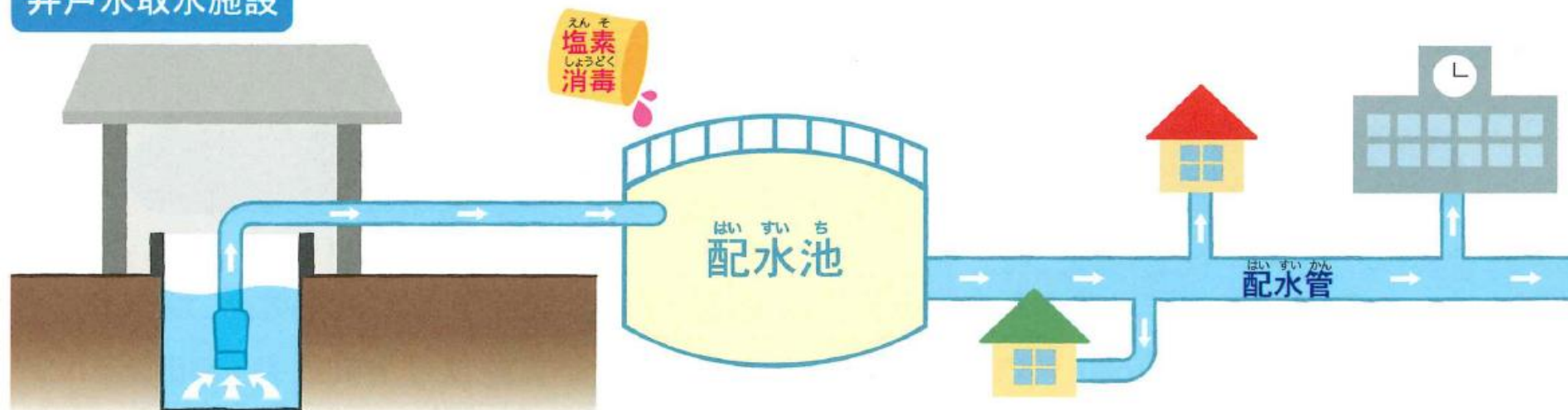
水源にも、河川水や地下水(湧水、井戸水)などの種類に応じて浄化方法が異なります。



ゆう すい しゅ すい し せつ
湧水取水施設



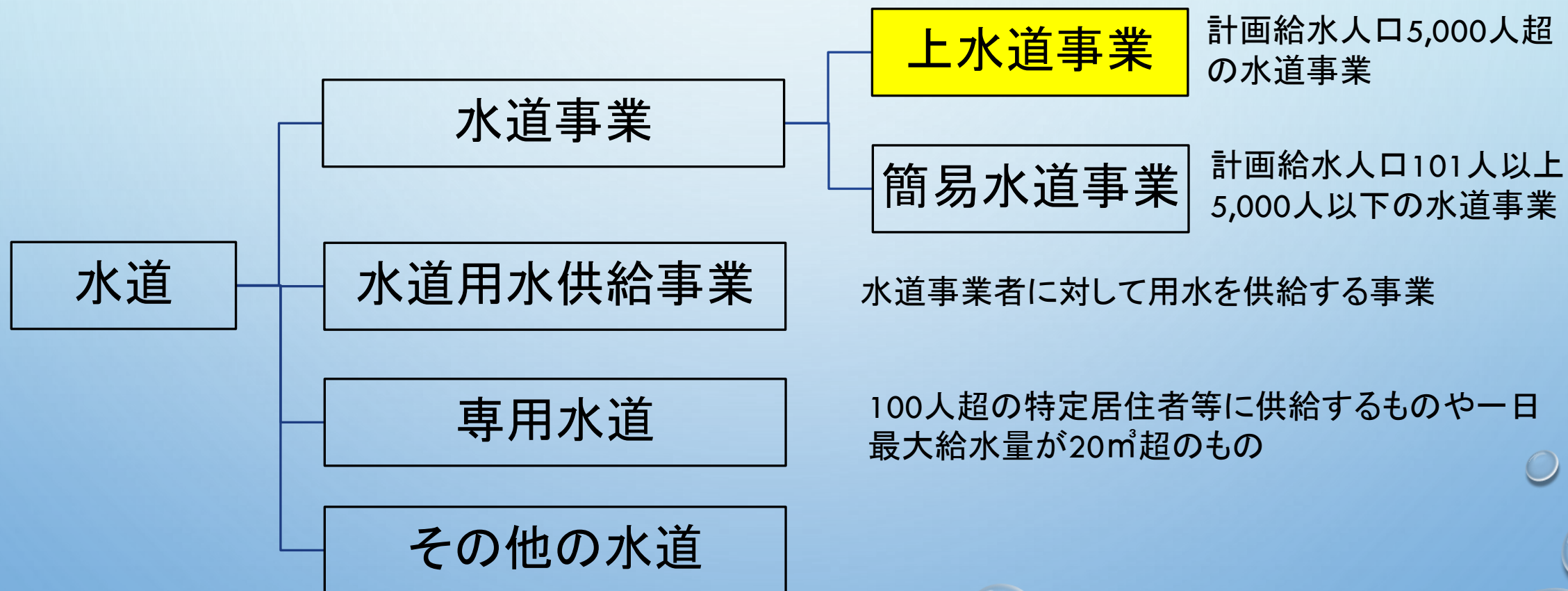
い ど みずしゅ すい し せつ
井戸水取水施設



(2) 水道の種類

下の図のように水道にはいくつか種類があります。

富士宮市水道事業は、下の図の上水道事業に該当します。



2. 富士宮市の水道事業

(1) 富士宮市水道事業の概要

富士宮市水道事業は、昭和7年に発生した大宮町大火をきっかけに計画され、昭和9年8月に静岡県知事認可を得て昭和11年9月に簡易水道事業として給水を開始しました。

その後、8回にわたる拡張及び整備事業を経て、現在も市民の皆様へ清浄なおいしい水を供給し続けています。

富士宮市水道事業は、富士山の恵みを生かし、水源のうち地下水の占める割合は約71%と全国平均の約26%と比較すると高い割合です。残りの29%は河川水で、芝川から取水した水を北山浄水場や上井出浄水場で浄化しています。

項目	計画値	令和7年度末 実績値
給水人口	129,100人	119,164人
1日最大給水量 (1日最大配水量)	74,200m ³ /日	64,337m ³ /日



項目	内容
名称	北山浄水場
位置	富士宮市内野字鍋久保
水源種別	河川水
計画取水量 (配水量)	17,970m ³ /日 (16,500m ³ /日)



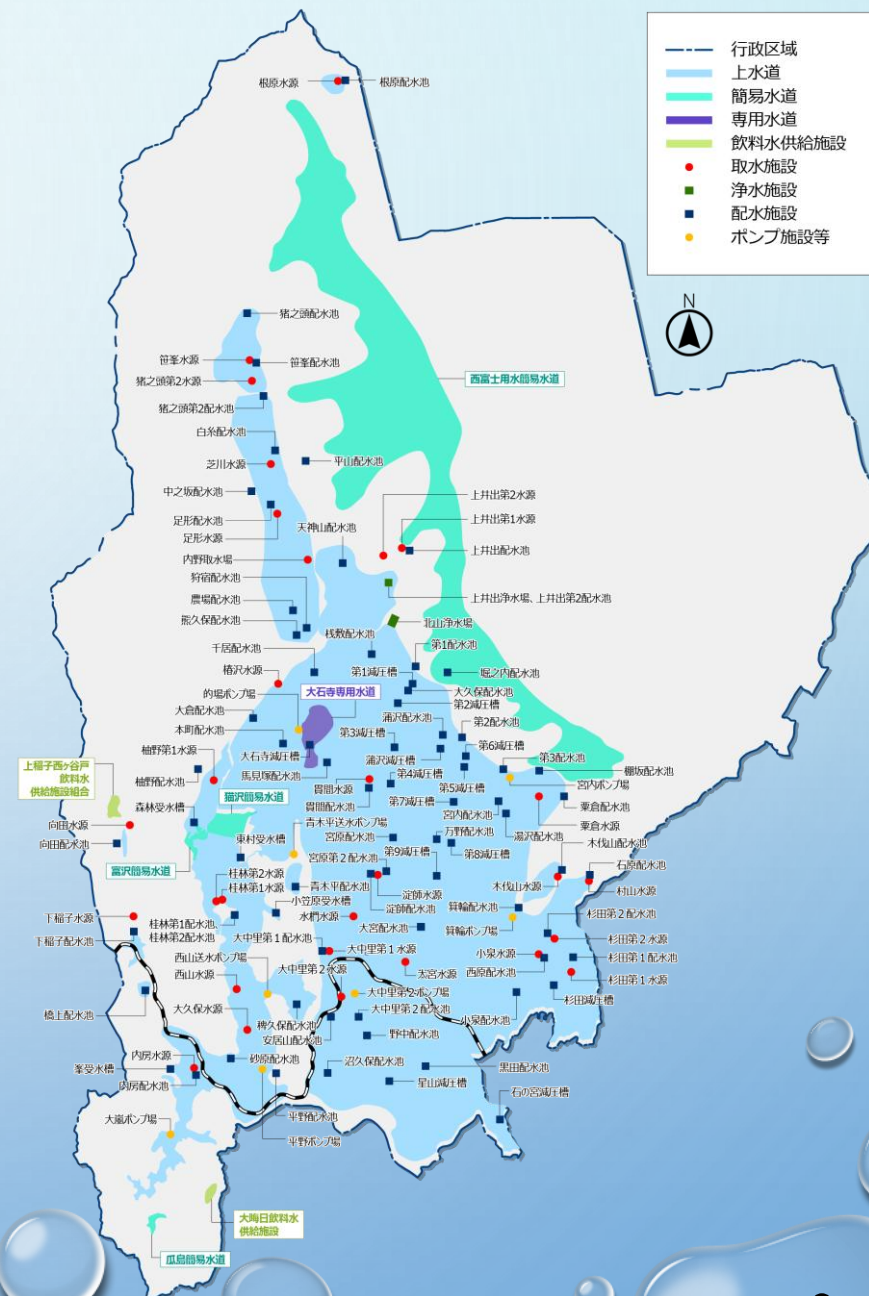
項目	内容
名称	椿沢水源
位置	富士宮市精進川字椿沢
水源種別	地下水(湧水)
計画取水量	14,430m ³ /日

(2) 給水区域

右図の水色部分が富士宮市水道事業の給水区域となります。面積としては富士宮市389.08km²のうち約30%の108.42km²です。

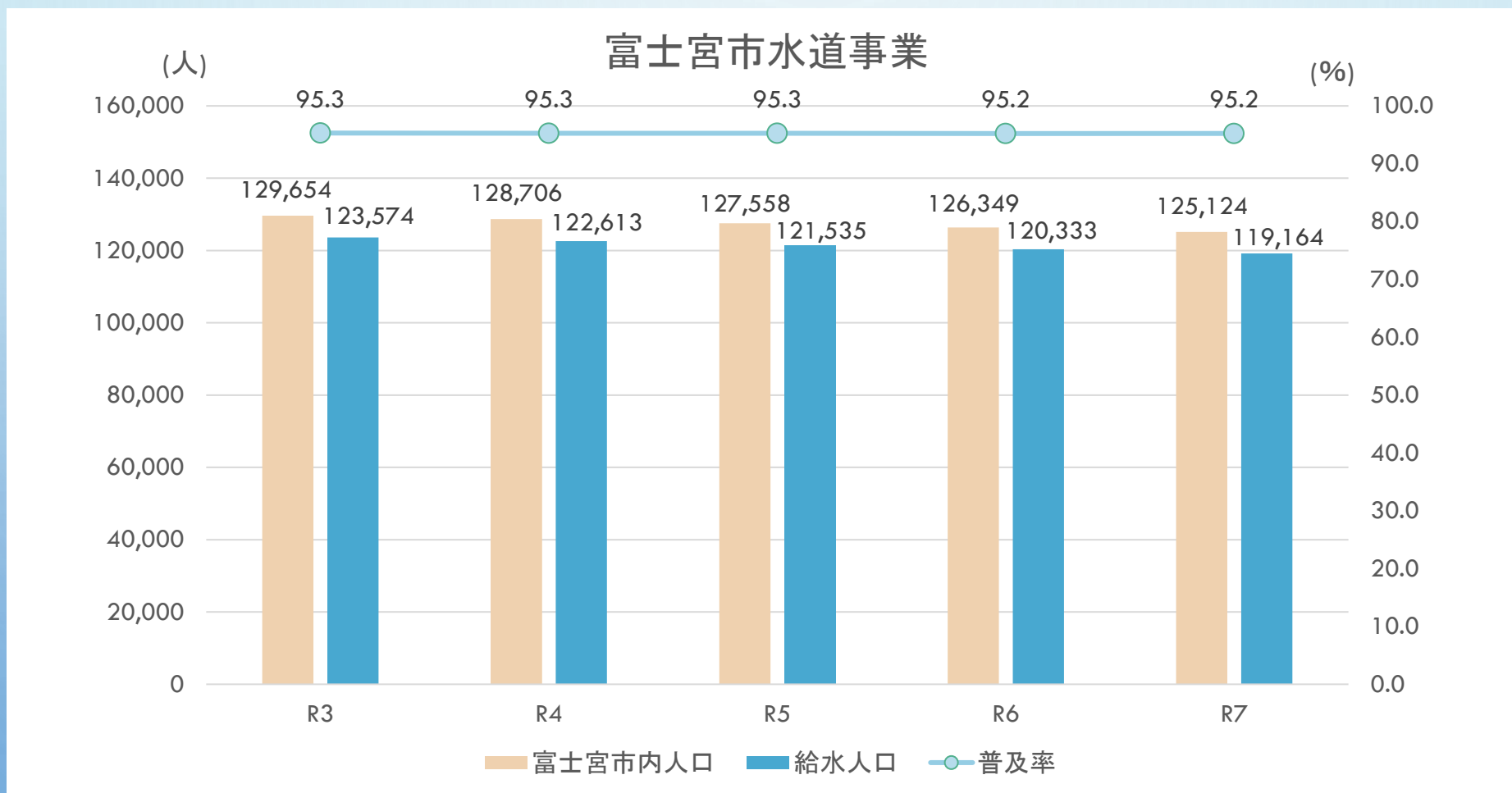
緑色などその他の色がついている部分は民営の簡易水道などの給水区域になります。

施設区分	箇所数
取水施設	30
浄水施設	2
配水施設	80



(3) 人口及び普及率の推移

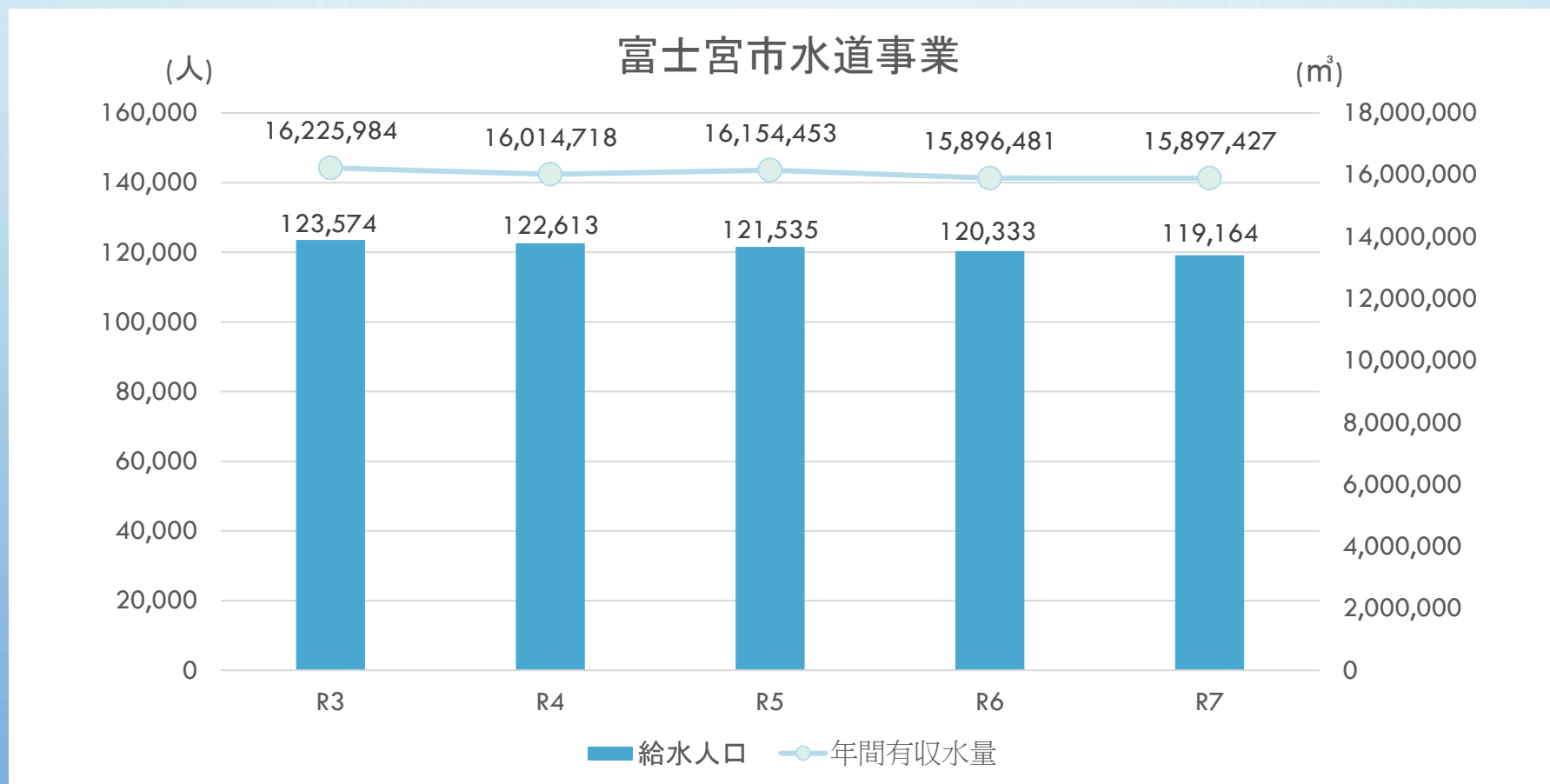
市の人口減少に伴い、給水人口についても年々減少傾向にあります。
市内人口に対する給水人口の割合を指す普及率については、ほぼ横ばいとなっています。



(3) 有収水量の動向

有収水量とは、水道料金徴収の対象となる水量のことです。

富士宮市水道事業では、給水人口の減少に伴い有収水量も減少傾向にありますが、工場など大口使用者の使用量増加などから、前年を上回っている場合もあります。



(4) 富士宮市水道事業の組織

水道部水道業務課(課長1名、課長補佐1名)

- ・庶務係(職員4名)

予算決算、支払事務 等

- ・営業係(職員2名)

料金徴収業務、量水器関連 等

水道部水道工務課(課長1名)

- ・工務係(職員7名)

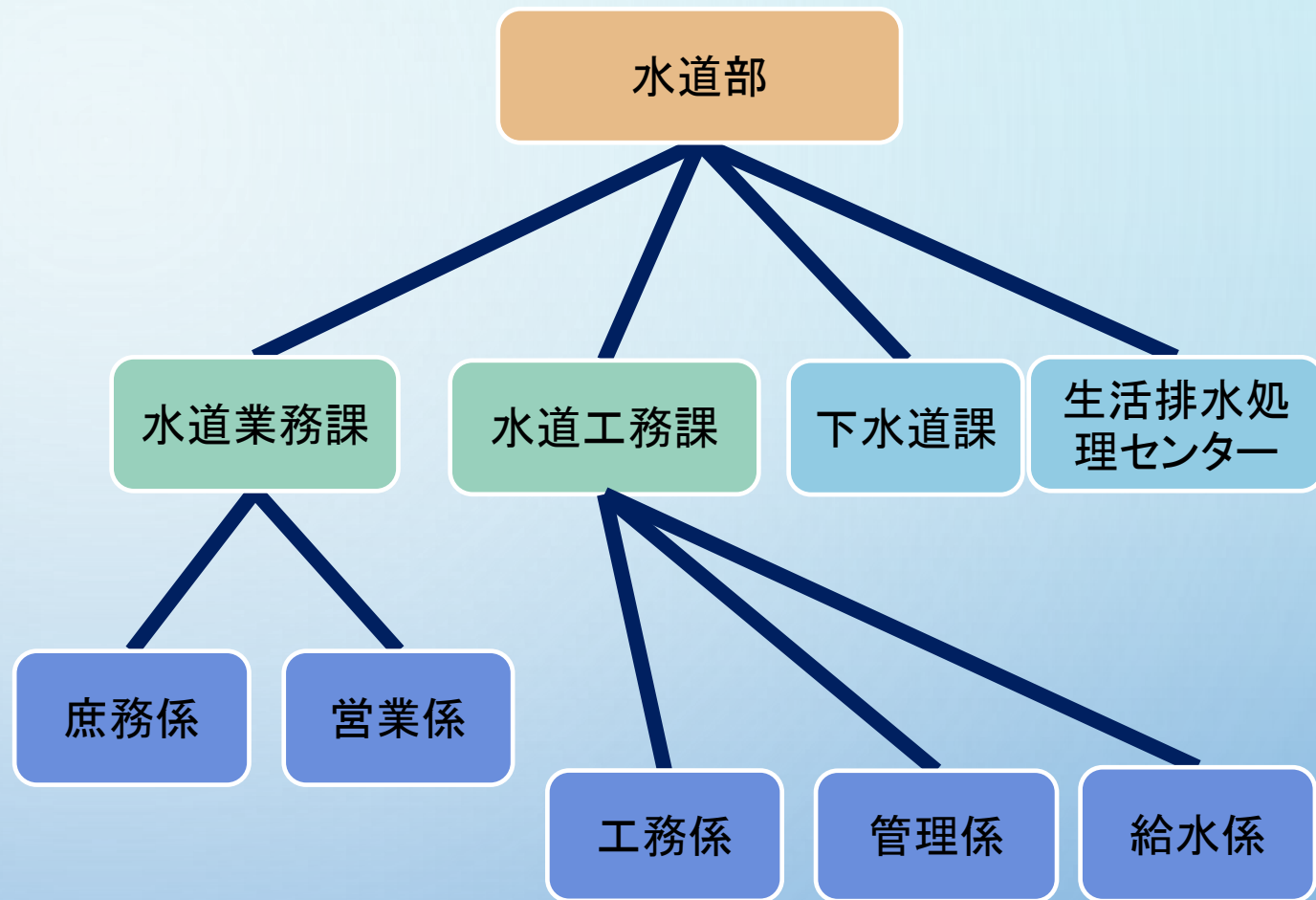
管路布設替工事の設計、施工、監督 等

- ・管理係(職員5名、会計年度職員1名)

施設の維持管理、水質管理 等

- ・給水係(職員7名)

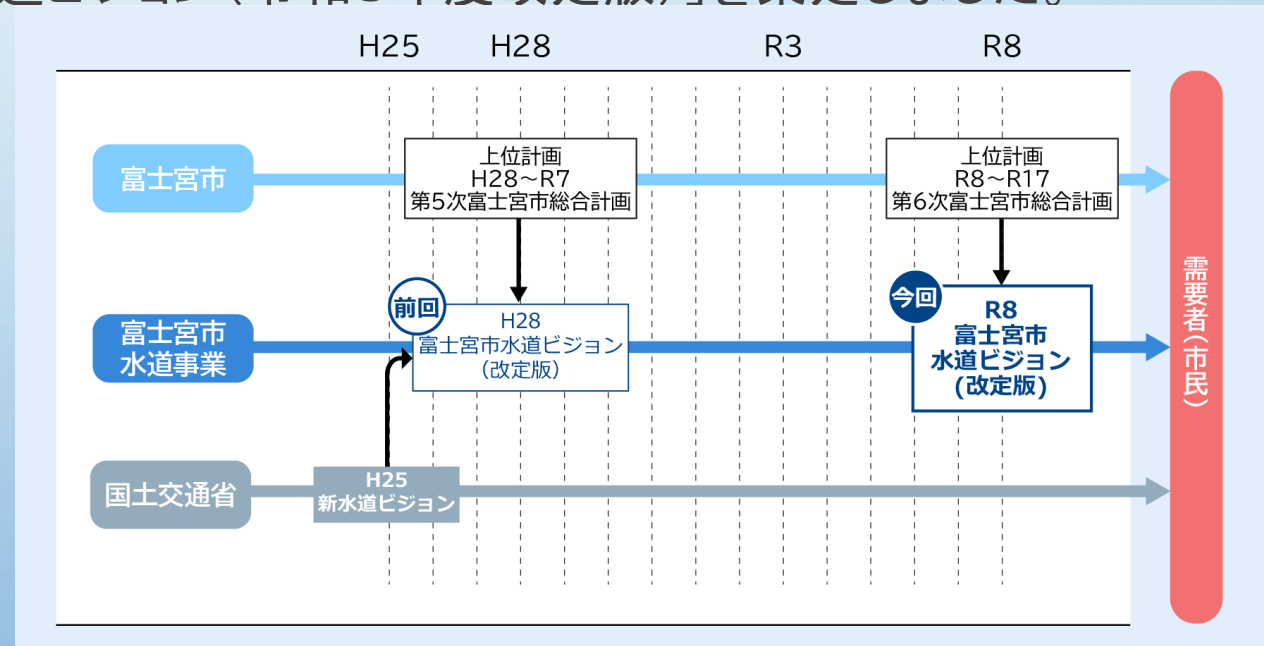
漏水修繕、給水工事関連 等



富士宮市水道事業組織図

(5) 富士宮市水道ビジョン

平成21年に最初の「富士宮市水道ビジョン」を策定し、平成28年には、水道事業を取り巻く環境の変化に対応するために見直しを行い、平成28年度から令和7年度を計画期間とする「富士宮市水道ビジョン(改定版)」を策定しました。令和7年度末をもって、計画期間が終了するため、新たに令和8年度から令和17年度までを計画期間とする「富士宮市水道ビジョン(令和8年度改定版)」を策定しました。



富士宮市水道ビジョンの位置付け及び改定経緯



富士宮市水道ビジョン 表紙

3. 水道料金の料金体系

富士宮市の水道料金は、「基本料金」と使用水量に応じて変動する「従量料金」の二部料金制となっています。また、「基本料金」については、基本水量（1か月10m³）までは料金が変わらないものです。

「基本料金」については、水道メーターの口径の違いによって設定する「口径別料金体系」となっています。自治体によっては、「家庭用」「業務用」などの使用目的に応じて設定する「用途別料金体系」を採用していますが、「口径別料金体系」を採用している自治体が多くなっています。

「従量料金」については、使用水量が多くなるほど1m³当たりの料金が段階的に高くなる「逦増料金制」となっています。

1か月の水道料金の例

	5m ³	10m ³	20m ³
20mm	825円	825円	1,815円
25mm	1,430円	1,430円	2,420円

【水道料金の料金体系表】

メーター口径	基本料金 (10m ³ まで)	従量料金				
		11m ³ ～20m ³	21m ³ ～30m ³	31m ³ ～50m ³	11m ³ ～100m ³	101m ³ ～
13mm、20mm	825円	99円	110円	115円 50銭	121円	126円 50銭
25mm	1,430円					
40mm	4,400円					
50mm	6,600円					
75mm	16,280円					
100mm	27,500円					
150mm	60,500円					
200mm	86,350円					

(参考)水道料金県内順位(全市町)(※7月末時点)

※1か月あたりの料金(税込)。(口径20mmで1か月の使用量が20m³の場合。)

順位	自治体名	料金(円)
1	下田市	4,431
2	袋井市	4,273
3	湖西市	4,004
4	松崎町	3,785
5	牧之原市	3,685
5	森町	3,685
7	菊川市	3,645
8	南伊豆町	3,630
9	河津町	3,520
10	掛川市	3,299
11	熱海市	3,140
12	御前崎市	3,036

順位	自治体名	料金(円)
13	吉田町	2,926
14	伊豆市	2,923
15	東伊豆町	2,849
16	静岡市	2,825
17	川根本町	2,820
18	富士市	2,805
19	磐田市	2,802
20	藤枝市	2,750
21	浜松市	2,706
22	島田市	2,695
23	御殿場市	2,610
24	裾野市	2,585

順位	自治体名	料金(円)
25	伊東市	2,500
26	西伊豆町	2,420
27	函南町	2,310
28	沼津市	2,280
28	清水町	2,280
30	三島市	2,190
31	焼津市	2,112
32	伊豆の国市	2,013
33	富士宮市	1,815
34	長泉町	1,525
35	小山町	1,485

(参考)水道料金県内順位(市のみ)(※7月末時点)

※1か月あたりの料金(税込)。(口径20mmで1か月の使用量が20m³の場合)

順位	自治体名	料金(円)
1	下田市	4,431
2	袋井市	4,273
3	湖西市	4,004
4	牧之原市	3,685
5	菊川市	3,645
6	掛川市	3,299
7	熱海市	3,140
8	御前崎市	3,036
9	伊豆市	2,923
10	静岡市	2,825
11	富士市	2,805
12	磐田市	2,802

順位	自治体名	料金(円)
13	藤枝市	2,750
14	浜松市	2,706
15	島田市	2,695
16	御殿場市	2,610
17	裾野市	2,585
18	伊東市	2,500
19	沼津市	2,280
20	三島市	2,190
21	焼津市	2,112
22	伊豆の国市	2,013
23	富士宮市	1,815

4. 富士宮市上下水道事業会計について

(1) 公営企業会計について

- **公営企業会計方式**

富士宮市上下水道事業は、地方公営企業法が適用される公営企業会計です。

公営企業会計では、民間企業のように複式簿記をベースとする発生主義会計方式をとっており、毎年度の決算書には、貸借対照表や損益計算書などの作成が義務付けられています。

また、公営企業会計では、「損益取引(収益的収支)」と「資本取引(資本的収支)」の区分があります。「損益取引」とは、施設の修繕をしたりする維持管理費など当年度の費用として処理すべきもので、「資本取引」とは、管路を布設したりする資産形成など当年度の費用としては処理されず期間配分されるべきものです。

- **独立採算制**

地方公営企業の経費は、経費の負担の原則に基づき、一般会計等において負担すべき経費を除き、企業の経営に伴う収入をもって賄うこととなっています。すなわち、「経営に要する経費は水道料金又は下水道使用料として受益者が負担する」という独立採算制を原則として、上下水道は運営されています。

5. 富士宮市上水道事業の経営

料金回収率

料金回収率とは、水道料金で給水にかかる費用を水道料金でどの程度賄えているかを指す指標です。この指標が100%を上回っている場合、給水にかかる費用を水道料金で賄えている状況と言えます。

富士宮市水道事業は、現時点では100%を上回っていますが、水道料金はほぼ横ばいなことに対して、物価高騰等により費用は増加しているため、料金回収率は年々低下しています。

ここから、現在は水道料金で給水に必要な費用を賄っていますが、年々厳しくなっていることがわかります。

